

第3期飛驒市地域福祉計画

(概要版)

平成30年度～平成35年度



平成30年3月



HIDA CITY

飛驒市



1. 計画策定の主旨と背景

■地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする「共助」の関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”を実現しようとすることです。

■計画策定の背景

本市では、平成 25 年 3 月に「第 2 期飛騨市地域福祉計画」（計画期間 平成 25 年度から平成 29 年度）を策定し、市民・事業者・行政などがそれぞれの役割を果たしながら、協働して地域福祉施策を推進してきました。

しかし、福祉ニーズの多様化・複雑化、福祉サービス需要の増加に伴う財政負担の増加等により、将来にわたって安定的に福祉サービスを提供し続けて行くことが大きな課題となっています。

地域において支援を必要とする方々の、生活上の解決すべき課題の現状を明らかにするとともに、その課題解決のための支援や今後の方針を「第 3 期飛騨市地域福祉計画」（計画期間平成 30 年から平成 35 年度）において示すものです。





2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する法定計画であり、本市の地域福祉の向上と、解決すべき課題の現状分析から市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。市の基本方針である飛驒市第 2 次総合計画（平成 22 年度～平成 31 年度）を上位計画とした地域福祉の推進計画であり、第 3 期飛驒市地域福祉活動計画や関係個別計画と連携し、各福祉施策の基盤となる地域福祉を総合的に推進するものです。

飛驒市第 2 次総合計画

『(基本構想) 市民がいつまでも安心して暮らせるまち』

第 3 期飛驒市地域福祉計画

連携・協働

第 3 期飛驒市地域福祉活動計画
(飛驒市社会福祉協議会)

関係個別計画

- 第 7 期介護保険事業計画・地域包括ケア計画
- 第 1 期飛驒市生涯安心計画
- 飛驒市子ども・子育て支援事業計画
- 第 2 次飛驒市健康増進計画（健康飛驒市 21）
- 飛驒市地域防災計画



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの計画とします。なお、本計画は必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の基本理念

【基本理念】

「いつまでもあんきに暮らせる飛騨市づくり」

飛騨市地域福祉計画は、飛騨市第2次総合計画のもと、「地域福祉の理念」に基づきながら、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安心してあんきに生活を送れるまちづくりを目指すものです。

本市においては、一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、地域福祉活動をより具体性・実効性のあるものにするため、市民一人ひとりが地域福祉の理解を深め、お互いを支え合い、協働することで、市民が持続して安全で安心した暮らしができるよう、第3期飛騨市地域福祉計画の基本理念を「いつまでもあんきに暮らせる飛騨市づくり」とします。



5. 計画の基本目標

基本目標 1

『福祉サービスの適切な利用の推進』

地域で生活する市民のニーズがサービスと適切に結びつくように、必要な福祉サービスを総合的に利用できる仕組みづくりを推進します。

基本目標 2

『地域による支え合いの仕組みづくり』

地域住民、地域諸団体、行政が地域問題を共有し、協働して個人の尊厳を重視しながら地域一体となって支え合う仕組みづくりを推進します。

基本目標 3

『暮らしを支える環境づくり』

質の高い生活を送る上で重要な要素である社会参加の機会が、限りなく多くの方に開かれるよう、就労支援、移動手段の確保及び健康のまちづくりを積極的に進めます。



6. 施策の体系

【基本理念】 いつまでもあんきに暮らせる飛騨市づくり



【基本目標①】

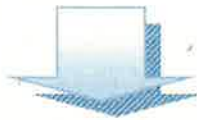
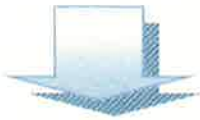
福祉サービスの適切な利用の推進

【基本目標②】

地域による支え合いの仕組みづくり

【基本目標③】

暮らしを支える環境づくり



【基本方針①】

情報提供の充実

【基本方針②】

相談体制の充実

【基本方針③】

福祉サービス・福祉事業の
充実

【基本方針④】

市民の権利擁護

【基本方針①】

地域支え合い活動の推進

【基本方針②】

参加と活動の場の確保

【基本方針③】

福祉教育の推進

【基本方針④】

地域包括ケア体制の整備

【基本方針①】

就労支援と地域での働く
場づくり

【基本方針②】

安心して外出、買い物、居
住できる環境整備

【基本方針③】

健康寿命の延伸

【基本方針④】

安心して子育てできる環
境づくり

【基本方針⑤】

担い手の育成



7. 重点施策

【重点施策1】 健康寿命の延伸と支え手の確保

超高齢化社会に向け、いかに支えられる高齢者を減らし、支える側の人口を増やすかが大きな課題となっています。地域包括ケアの深化・推進及び介護人材確保と基盤整備を行うことで、住み慣れた地域で、健やかに自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指します。

(主な施策)

- 活躍、生きがい、集いの場づくり
- 多様な業界・業種による支援拡充
- 認知症への地域対応力の強化
- 医療と介護の連携による在宅医療体制の整備
- 生活期・予防期・維持期のリハビリ強化
- 医療・介護人材確保対策の推進

【重点施策2】 生活困窮者支援の推進と子どもの貧困対策

生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度より生活困窮者支援制度が開始され、本市でも相談支援を実施していますが、就労・家計・障がい・介護・ひきこもり等、多様で複雑な悩みのある方が年々増加しています。最後のセーフティネットである生活保護制度に至る手前の重層的なセーフティネットを構築し、生活状況に応じた適切な支援を実施します。

また、子どもの貧困とその連鎖を無くすために、現状把握と解決のための方策を講じます。

(主な施策)

- 生活困窮者の情報の把握と相談体制の充実
- 生活困窮者自立支援の推進
- 子どもの貧困の現状把握と対策の推進
- 地域における困窮者支援ネットワークの構築
- 住宅要配慮者に対する入居支援の強化

【重点施策3】 障がい児者の生活環境・就労環境の向上

飛騨市内において障がい者福祉施設が少なく選択肢が限定的で、障がい児者が住み慣れた地域で個々に適した生活環境、進路や就労環境を求めづらい状況にあります。障がい福祉分野への民間事業者の参入の促進を図るとともに、働く障がい者の労働環境改善を支援します。

また、重度心身障がい児者など、今まで手が届いていなかった児者に対する生活環境の改善を支援します。

(主な施策)

- 共生型サービスの推進
- 障がい児者に対する支援体制の充実
- 支援の必要な子どもに対する理解促進
- 障がい者の雇用促進
- 障がい者の生活の場の整備



8. 計画の推進

地域福祉を推進するために、市民、ボランティア、自治会、事業者、各種団体、社会福祉協議会等と市が互いに連携・協働しながら、市民が持続して安全で安心した暮らしができるよう本計画の推進を図ります。

計画の推進体制

- 庁内体制による連携
庁内関係部局が連携し、評価・点検・見直しを行いながら計画の推進に努めます。
- 情報の公開
市広報や市HP等で、計画の進捗状況や評価に関する情報を公開し、情報共有に努めます。
- 計画の進行管理
有識者や各地域の市民代表などで構成する「地域福祉計画推進協議会」を設置し、本計画の進捗状況等の確認・評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討します。

第3期 飛驒市地域福祉計画 概要版
発行：飛驒市 市民福祉部 地域包括ケア課
所在地：〒509-4221 飛驒市古川町若宮 2-1-60
TEL：0577-73-2111（代表）
FAX：0577-73-3604

※計画書本編は、飛驒市ホームページでご覧いただけます。